

「厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会」
報告書

1. はじめに 基本的な考え方とアプローチ法

本委員会は 2010 年 9 月に諮問されて以来、同年 12 月まで、法人活動の現地視察を含め計 9 回にわたり議論を重ねてきた。議論の対象となったのは、各委員が問題認識を抱いた独立行政法人、特別民間法人、公益法人であった。目的は、これらの法人の統合・民営化・地方移管・廃止を含めた整理合理化の内容と方策の決定である。

9 月から年末までの 3 カ月ほどのごく短期間に、問題法人の整理合理化案を策定しなければならない職責を果たすため、2 つの方法論が必須と思われた。1 つは、象徴的ともいえる問題法人や各委員が直接、事情を聞いてみたい関心法人をピックアップし、ヒアリングを行うこと。そして 2 つめは、改革案を打ち出すための「切り口」を考えることであった。

前者のピックアップ法は、各委員へのアンケート調査という伝統的な手法を用いた。そして後者の「切り口」については、従来の主に予算の使い方の是非を問う事業仕分けなどが持つ限界を超え、広いパースペクティブで判断すべき、と考えた。これはすなわち、法人や制度の歴史的な経緯を踏まえ、制度・慣行、契約にみられるような、府省に共通する普遍的な問題に着目することである。「木を見て森を見ず」と諺にあるが、細部から入って細部に目を凝らすことで、全体像を見失ってはならない。

そこで、当委員会は国民の目線に立ちつつ、敢えて巨視的な視点から問題を大きく把握して、改革案のブレークスルー（突破口）を探すように努めた。国民の目線とは、税金や保険料の負担減、官から民への事業・予算の転移（民営化、民間委託など）および民間事業の活性化（仕事や契約の増大など）等の視点である。

ヒアリングでは、法人等の歴史的な経緯、法人制度、資金源の特別会計を含め、幅広い角度からの質疑応答となった。これが、当委員会のアプローチ方法であり、この方法で新たな発見が積み上げられた。

その成果を、報告書としてここにまとめることができた。厚生労働省をはじめ独立行政法人、公益法人等の関係者が、本報告書を改革に向けて大いに活用されることを願うものである。

2. 検討プロセス

9月から年末までの限られた時間の中で、所管の独立行政法人（20法人）、特別民間法人（12法人）及び公益法人（991法人）から、ヒアリング対象法人を絞り込む必要があり、各委員からの意見を踏まえ、以下の観点から対象法人を選定した。

独立行政法人については、

- ① まず、2010年4月に設立されたナショナルセンター系6法人、臨時国会での法案審議を控えていた雇用・能力開発機構、高齢・障害者雇用支援機構、勤労者退職金共済機構の3法人を対象から除外した、
- ② その上でグルーピングし、横串で検討しやすい病院系3法人・研究系4法人を選定するとともに、省内事業仕分けを行わなかった年金積立金管理運用独立行政法人を選定した。

公益法人については、多様な法人を、①指定を受けて国からの交付金等を受けている法人、②指定を受けて国家資格の試験・登録業務を実施する法人、③登録を受けて検査・検定業務を実施する法人、④国から補助先が特定されている補助金を受けている法人、⑤国から1億円以上の支出を受けている法人等にグルーピングし、各類型から典型的な法人を選定した。

その際、行政刷新会議の事業仕分けや省内事業仕分けで一定の改革が実施・予定されている法人は除外した。それらはヒューマンサイエンス振興財団、21世紀職業財団、各都道府県の雇用開発協会などである。

ヒアリングした独立行政法人8法人、特別民間法人1法人は、以下の通り。

国立病院機構、年金・健康保険福祉施設整理機構、労働者健康福祉機構、国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構、医薬基盤研究所、年金積立金管理運用独立行政法人、中央労働災害防止協会

ヒアリングした公益法人6法人は、以下の通り。

柔道整復研修試験財団、社会福祉振興・試験センター、こども未来財団、介護労働安定センター、日本ボイラ協会、労災サポートセンター

なお、独法の現地視察を以下のように行い、委員の中から希望者が参加した。

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立病院機構（東京医療センター）、労働者健康福祉機構（東京労災病院）、年金積立金管理運用独立行政法人、労働政策研究・研修機構（労働大学校）

4. おわりに

以上、報告書にあるように、今般の整理合理化案は厚生労働省所管の政府系法人を対象としたものである。しかし、それは政府全体が抱える政府系法人のごく一部に過ぎない。報告書が提言した改革案が真の実効性を持つためには、厚労省のみならず各府省が取り上げ、実施に移すことが重要となる。

とりわけ公益法人問題の今回の「横串成果」は、適用対象となり得る法人数が数多いだけに、広範に影響を及ぼす可能性が高い。しかし、改革措置の実行主体はあくまで各府省にあることをみれば、厚労省をはじめ内閣が本報告書が主張する改革案に真摯に応え、法的措置等を講ずれば、成果はより大きく深く広がり、改革の実りが一段と豊かになるはずである。

本報告書を受け、本省が積極的に取り組み、成果を押し進めることを期待してやまない。

(別紙)

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」委員名簿
(○:座長)

有川 博 日本大学総合科学研究所教授

岩瀬 達哉 ジャーナリスト

大久保 和孝 公認会計士

河北 博文 河北総合病院理事長

○ 北沢 栄 ジャーナリスト

長谷川 裕子 日本労働組合総連合会 参与

松原 聡 東洋大学経済学部教授

結城 康博 淑徳大学総合福祉学部准教授

(五十音順、敬称略)